

令和4年度 認可保育所の指導検査 会計経理

大田区こども家庭部保育サービス課
指導検査担当

注意事項

本資料は、

- (1) 重要な項目についての説明資料で、別添資料のポイントを記載しています。
- (2) 資料作成時の要綱等に基づき作成していますので最新の根拠法令を確認していただき、詳細な説明は別添資料の該当箇所をご確認ください。

本日の説明内容

1. 会計経理の重点項目
2. 経理等通知
3. 施設の計算書類の作成
4. 処遇改善等加算・キャリアアップ補助金
5. その他

1. 会計経理の重点項目

重点項目

(1) 「経理等通知」が遵守されているか

委託費の使途は正しいか

(2) 計算書類・会計帳簿は適正に作成されているか

収入・支出、財務状況を正しく報告しているか

(3) 「処遇改善等加算」「キャリアアップ補助金」は
通知に則っているか

職員の処遇改善の取組みを適正に行っているか

別添資料 I 3

2. 経理等通知 ①概要

(1)委託費は保育所の「**人件費**」「**管理費**」「**事業費**」に充てる。

「人件費」は保育所に属する職員の給与

「管理費」は保育所の運営に必要な経費

「事業費」は入所児童の処遇に直接必要な経費

(2)「要件」を満たした場合に、(1)以外に支出する（**弾力運用**）ことができる

満たしている要件によって支出内容、限度額が異なる。

2. 経理等通知 ②弾力運用

委託費収入の弾力運用

・POINT

- 弾力運用の支出は限度額を超えていないか。
- 3段階に分かれているそれぞれの要件を満たしているか。

要件	限度額	対象	弾力運用の内容	備考
【要件1】 適切な保育所運営	委託費	当該保育所	人件費・管理費（事務費）・事業費の相互流用	
【要件1】 + 【要件2】 延長保育等、別表に掲げる保育事業を実施 [別表1]	処遇改善等加算の基礎分 （改善基礎分）	同一の設置者が設置する 保育所等	1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る*借入金(利息部分を含む)の償還又は積立のための支出 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課	[別表2]

* 借入金の償還であり、社債の償還は該当しないことに留意する。

別添資料ⅣA2-10

委託費収入の弾力運用

要件	限度額	対象	弾力運用の内容	備考
【要件1】 + 【要件2】 + 【要件3】 ①～③のすべて ①計算書等の備え付けと閲覧 ②毎年度次のアまたはイを実施 ア 第三者評価加算の認定 イ 苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置・苦情内容及び解決結果の定期的な公表 ③ 処遇改善等加算の賃金改善要件を満たす	処遇改善等加算の基礎分 (改善基礎分)	同一の設置者が設置する 子育て支援事業	1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費 2 1の経費に係る*借入金(利息部分を含む)の償還又は積立のための支出	[別表3]
		同一の設置者が設置する 社会福祉施設等	1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る*借入金(利息部分を含む)の償還又は積立のための支出 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課	[別表4]
	委託費の3ヶ月分 (改善基礎分を含み、改善要件分を除く)	同一の設置者が設置する 保育所等	1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る*借入金(利息部分を含む)の償還 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課	[別表5]
		同一の設置者が設置する 子育て支援事業	1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費 2 1の経費に係る*借入金(利息部分を含む)の償還又は積立のための支出	[別表3]

* 借入金の償還であり、社債の償還は該当しないことに留意する。 別添資料ⅣA 2-10

2. 経理等通知 ③前期末支払資金残高

前期末支払資金の取崩し

- (1) 前期末支払資金残高は、本部の運営に要する経費、他の保育所等の運営、施設設備の整備等に要する経費に充当できる。

→ 拠点区分間繰入金支出と経理処理

★本部運営経費に繰り入れできる財源は前期末支払資金残高だけ

- (2) 事業活動収入計（予算額）の**3%**を超えて上記の経費に充てる場合には、**事前に**東京都に（社会福祉法人・学校法人は理事会）**協議書**を提出する。

★社会福祉法人は理事会の議事録に具体的に記載があるか。

別添資料IVA11-13、II 10

指摘事例

- (1) 東京都との事前協議を行うことなく本部運営経費を繰り入れていた。
★令和3年度の繰入は令和3年11月までに協議書を提出
- (2) 本部運営経費に「人件費」「事務費」以外の経費を含めていた。
**例) 本部拠点の収支で「拠点区分間繰入金支出」
「他拠点の経費」「保育所の運営に関係しない経費」**
- (3) 前期末支払資金残高を超えて繰り入れていた。
- (4) 東京都との事前協議承認額を超えて繰り入れていた。
- (5) 本部運営経費の実績額が承認額より少ない場合に、承認額を繰り入れていた。

2. 経理等通知 ③前期末支払資金残高

当期末支払資金残高の保有制限

当期末支払資金残高は、委託費収入の30%以内の保有とすること。

$$\text{委託費収入} \times 30\% \geq \text{当期末支払資金残高}$$

- 次年度以降の運営や設備更新等を見据え、各種積立資産に積み立てるなど資金管理を適切に行うこと。
- 当期末支払資金残高が、当年度の委託費収入の30%を超える状況が継続すると、改善基礎分の支給が停止されることがある。

指摘事例

委託費収入に法外援護費等を含めてしまい、実際には当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超えていた。

★大田区では、「東京都保育士等キャリアアップ補助金」と「東京都保育サービス推進事業補助金」以外の法外援護費や宿舍借り上げ支援事業補助金等については、上記算定に用いる委託費収入に含めることは認めていません。

当期末支払資金残高

- 当期末支払資金残高は貸借対照表の流動資産と流動負債の差額である
(長期借入金・長期貸付金から振り替えられた1年以内返済予定借入金・貸付金、引当金及び棚卸資産を除く)
- 企業会計のキャッシュフロー計算書の「現金及び現金同等物」の残高ではない
- 学校法人会計の資金収支計算書の「翌年度繰越収支差額」は現金及び預金の合計額と一致し、当期末支払資金残高とは異なる概念である

別添資料IVA14

2. 経理等通知 ④管理・運用

- (1) 委託費の管理運用は、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法で行うこと。

指摘事例 株式や投資信託で資金運用を行っていた。

- (2) 本部や他の保育園への資金の貸付は法人の経営上やむをえない場合に限り、年度内に限って認められる。

- 法人外部への資金貸付は一切認められない。
- 年度内に精算する必要がある。
- 経営上やむを得ない場合とは、他の施設において補助金収入の遅れにより資金不足を生じた場合等である。

別添資料IVA15-16

3. 施設の計算書類

保育所を経営する事業に係る区分を設けて計算書類を作成する。

(1) 他施設と区分されているか。

(2) 会計帳簿と計算書類が整合しているか。

企業会計の残高試算表等から組替えて社会福祉法人会計基準の計算書類を作成している場合は、作成過程の説明をお願いします。

例) ①税込み処理 ②会計年度調整（4月から3月の集計表）

③勘定科目の組替 ④社会福祉法人会計基準特有の組替仕訳

例えば 拠点区分間繰入金収入・支出、拠点区分間繰入金収益・費用

〇〇積立金取崩額・積立額、〇〇積立資産取崩収入・支出

固定資産売却収入・取得支出・除却廃棄支出、借入金収入・返済支出

別添資料Ⅱ3-9、Ⅲ1-6

3. 施設の計算書類

- (3) 貸借対照表は当期末の残高を適正に反映しているか。
- ・ 預金残高は残高証明書と一致しているか (積立資産としての預金を含む)
 - ・ 拠点区分間貸付(借入)金の金額は正しいか
- (4) 附属明細書を様式に従って作成しているか。
- ・ 積立金・積立資産明細書
 - ・ 基本財産及びその他の固定資産 (有形固定資産) の明細書
 - ・ 借入金明細書
- (5) 計算書類と明細書との整合性がとれているか。

別添資料Ⅱ 3-9、Ⅲ 1-6

3. 施設の計算書類

指摘事例

- (1) 他拠点の残高を引き継いで作成していた。
- (2) 施設に計上すべき補助金収入や経費支出が本部拠点で計上されていた。
- (3) 本部職員の給与が施設の給与として計上されていた。

4. 処遇改善等加算・キャリアアップ補助金

処遇改善等加算

(1) 「賃金改善計画書」の具体的な内容を職員に周知しているか
例えば、職員会議で説明し、説明内容を会議録等に記録し資料を添付する等

(2) 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件、それに応じた賃金体系を定めて就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知しているか。

(3) 実績報告書等は適正か

別添資料IVB1-3

4. 処遇改善等加算・キャリアアップ補助金

処遇改善等加算Ⅱ

- (1) 役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行っているか

指摘事例 4月に遡及して翌2月に一括して支払っている

- (2) 加算の区分に応じた職位の発令や職務命令を受けているか

- 副主任保育士又は専門リーダー又はこれに相当する職位
職務分野別リーダー又はこれに相当する職位

指摘事例 辞令を交付していない。

別添資料IVB1-3

4. 処遇改善等加算・キャリアアップ補助金

キャリアアップ補助金

(1) 【財務情報等の公表】「施設の収支」が適正に作成されているか
「資金収支計算書」から記載する。

★ 企業会計の基準の計算書類から組み替えて作成している場合のポイント

- 損益計算書のうち、減価償却費など資金の増減に関係しない科目は支出項目に記載しない。
- 固定資産取得支出や借入金償還支出など損益計算書に記載のないものを帳簿から記載する。
(明細書と一致すること)
- 特有の会計処理：拠点区分間繰入金収入・支出、積立資産支出・取崩し収入計上

(2) 計算書類と整合しているか

- **当期末支払資金残高が、貸借対照表の※流動資産から流動負債を控除した金額と一致しているか。** ※（長期借入金（貸付金）から振り替えられた1年以内返済予定借入金（貸付金）、引当金及び棚卸資産を除く）
- 前年度の当期末支払資金残高が当年度の前期末支払資金残高に繰り越されているか

4. 処遇改善等加算・キャリアアップ補助金

(3) 利用者にとって見やすい場所に掲示されているか

キャリアアップ補助金を受けている施設は、「施設の収支」を【財務情報等の公表】として一般に公表し、**利用者にとって見やすい場所に掲示**するとともに、**当該施設の全ての職員に対しその内容を周知**すること。

様式 3-1
【財務情報等の公表】

施設種別	認可保育所	認定主体	事業所名
施設の収支表【平成 年度実績】			
科目	前年度	当年度	
委託費収入	円	円	
東京都保育士等キャリアアップ補助金収入	円	円	
東京都保育サービス推進事業補助金収入	円	円	
その他の補助金収入	円	円	
利用料収入	円	円	
その他の収入（寄付金収入、雑収入等）	円	円	
事業活動収入計 (1)	円	円	
人件費支出	円	円	
職員給料支出	円	円	
職員賞与支出	円	円	
非常勤職員給与支出	円	円	
派遣職員費支出	円	円	
退職給付支出	円	円	
法定福利費支出	円	円	
事業費支出	円	円	
給食費支出	円	円	
保健衛生費支出	円	円	
保育材料費支出	円	円	
水道光熱費支出	円	円	
消耗品費支出	円	円	
その他の支出【 】	円	円	
事務費支出	円	円	
福利厚生費支出	円	円	
旅費交通費支出	円	円	
研修費支出	円	円	
事務消耗品費支出	円	円	
印刷製本費支出	円	円	
水道光熱費支出	円	円	
修繕費支出	円	円	
運賃運搬費支出	円	円	
広告費支出	円	円	
事務委託費支出	円	円	
賃借料支出	円	円	
土地・建物賃借料支出	円	円	
租税公課支出	円	円	
その他の支出【 】	円	円	
事業活動支出計 (2)	円	円	
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	円	円	

科目	前年度	当年度
施設整備等補助金収入	円	円
設備資金借入金収入	円	円
その他施設整備等による収入（寄附金収入、固定資産売却収入等）	円	円
施設整備等収入計 (4)	円	円
設備資金借入金元金償還支出	円	円
固定資産取得支出	円	円
その他施設整備等による支出	円	円
施設整備等支出計 (5)	円	円
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	円	円
独立資産取崩収入	円	円
事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金収入	円	円
その他の活動による収入	円	円
その他の活動収入計 (7)	円	円
独立資産支出	円	円
事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出	円	円
その他の活動による支出	円	円
その他の活動支出計 (8)	円	円
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	円	円
当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)	円	円
前期末支払資金残高 (11)	円	円
当期末支払資金残高 (10)+(11)	円	円

数値に変更がある場合には保育サービス基盤担当に連絡し再提出をお願いします。

4. 処遇改善等加算・キャリアアップ補助金

- (4) 実績報告書等は適正か
- (5) キャリアパス要件に適合しているか
- (6) 福祉サービス第三者評価の受審、結果の公表を3年に1度以上実施しているか
- (7) 情報公開等の取組（財務情報等の公表、モデル賃金等の公表、非常勤職員の賃金改善）は適正か

5. その他

(1) 収支計算分析表

各種積立資産積立支出及び当期資金収支差額合計が事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合は収支計算分析表を提出

★ 大田区様式で提出することに留意して下さい。

(2) 施設調査書 別途提出資料

組替表等

(3) 検査における準備書類

別添資料 I 6、Ⅲ 2、ⅣA18